

【65歳未満】

(令和6年6月1日現在)

標準負担額【食事代（1食あたり）】		
市県民税課税世帯		490円（注1）
市県民税非課税世帯	90日までの入院	230円
	90日を超える入院	180円

【65歳以上70歳未満】

(令和6年6月1日現在)

標準負担額【食事代（1食あたり）】、生活療養費【居住費（光熱水費）（1日あたり）】					
負担区分		一般病床	療養病床（注2）		居住費 （光熱水費）
		食事代	食費		
			右に該当しない人	入院医療の必要性が高い人	
市県民税課税世帯		490円（注1）	490円（注3）	490円	370円（注4）
市県民税非課税世帯	90日までの入院	230円	230円	230円	
	90日を超える入院	180円	230円	180円	

【70 歳以上 75 歳未満】

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

標準負担額【食事代（1 食あたり）】、生活療養費【居住費（光熱水費）（1 日あたり）】						
		一般病床	療養病床（注 2）			
負担区分		食事代	食費		居住費 （光熱水費）	
			右に該当しない人	入院医療の必要性が高い人		
市県民税課税世帯		490 円（注 1）	490 円（注 3）	490 円（注 3）	370 円（注 4）	
市県 民税 非課 税世 帯	非課税Ⅱ （注 5）	90 日までの 入院	230 円	230 円		230 円
		90 日を超え る入院	180 円	230 円		180 円
非課税Ⅰ（注 6）		110 円	140 円	110 円		

（注 1）…指定難病患者の人は 280 円、平成 28 年 4 月 1 日時点で既に 1 年以上継続して精神病床に入院している人は、当分の間、260 円になります（今後、変更となる場合があります）。

（注 2）…療養病床とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための、医療機関の病床で、疾患や状態によって、医療区分が分けられています。

（注 3）…一部医療機関では 450 円になります。

（注 4）…指定難病患者の場合、負担はありません。

（注 5）…世帯主及び国保被保険者全員が市県民税非課税である世帯に属する人（低所得Ⅰを除く）。

（注 6）…世帯主及び国保被保険者全員が市県民税非課税で、かつその全員の所得が 0 円（年金所得は控除額を 80 万円として計算）である世帯に属する人